

**社団法人熊本犯罪被害者支援センター**  
**平成17年度事業報告**  
(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

**第1 相談事業**

1 電話相談・面接相談

相談者のプライバシー等を保護するために、電話相談のブース(2室)及び面接相談室を設置し、事務局職員・被害者支援ボランティアにより、被害者等からの相談受理や各種情報の提供等の相談を行った。

相談専用電話 096-386-1033  
相談受付時間 月曜～金曜(平日)10:00～16:00  
相談件数 517件(相談内容等は別紙のとおり)

2 心理相談

メンタルケアを必要とする被害者等のために、臨床心理士(精神科医)によりカウンセリング等の相談を行い、被害の回復と軽減を図った。月2回の定例相談日を設けるほか、被害者等の要望に応じて臨時で相談を実施した。

定例相談日 原則として毎月第1月曜・第3月曜  
相談時間 13:00～16:00  
相談件数 13件

3 法律相談

法律専門家による相談が必要と認められる被害者等に対し、弁護士により、電話・面接等の方法で相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行った。月1回の定例相談日を設けるほか、緊急に助言が必要な被害者等の要望に応じて臨時で相談を実施した。

定例相談日 原則として毎月第2水曜  
相談時間 13:00～16:00  
相談件数 17件

**第2 直接的支援事業**

1 危機介入事業

犯罪被害者等早期援助団体の指定に伴い、犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請に基づき、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施した。

警察提供情報受理件数 9件  
警察提供情報に基づく直接的支援件数 65件(内訳次頁)

2 付添い等の支援

被害者等の要望に応じて被害者等の精神的負担の軽減を図るための付添い等の支援を行った。

法廷付添	23件(9件)
検察庁付添	11件(8件)
法律相談付添	8件(4件)
警察付添	3件
病院付添	16件(11件)
行政等への届出付添	3件(1件)
家庭訪問等	11件(5件)
生活支援	0件
その他	49件(27件)
合計	124件(65件)

その他 マスコミ対応・葬儀等対応・連絡調整・情報提供等  
( )内は、警察提供情報受理事案の件数

### 3 物品の供与

防犯ブザーを供与することにより、被害者等の不安を除去することに努めた。

防犯ブザー 供与5個

## 第3 自助グループ支援事業

### 1 研修会の開催

自助グループ育成・支援のためのコーディネーターを養成するため、佐賀犯罪被害・交通事故被害者遺族の会から講師を招き、研修会を行った。

自助グループ活動の立ち上げのための研修会

日時 平成18年1月26日(木)

場所 センター 研修室

## 第4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

### 1 警察等との連絡及び情報提供

直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する等の事業を行った。

### 2 各種会合への参加

地区犯罪被害者支援連絡協議会において、センター開設以降の活動の報告を行い、地域における被害者支援に関する情報を収集した。

その他、関係機関の会議に出席、被害者支援の連携に努めた。

熊本県犯罪被害者支援フォーラムの開催(熊本県警察と共催)

日時 平成18年3月1日(水) 13:30~15:45

場所 熊本テルサ テルサホール

地区犯罪被害者支援連絡協議会総会に出席

平成17年 5月17日(火) 牛深・河浦地区 牛深警察署  
平成17年 6月29日(水) 上天草地区 上天草警察署  
平成17年 7月21日(水) 芦北地区 芦北警察署  
平成17年 7月25日(月) 水俣地区 水俣警察署  
平成17年 8月 2日(火) 阿蘇中部地区 阿蘇簡易保険保養センター  
平成17年 8月25日(木) 高森地区 高森警察署  
平成17年 8月30日(火) 荒尾地区 荒尾警察署  
平成17年 9月27日(火) 人吉・下球磨地区 人吉警察署  
平成17年10月 6日(木) 小国地区 小国警察署  
平成17年10月17日(月) 本渡地区 本渡警察署  
平成17年11月 8日(火) 多良木地区 多良木警察署  
平成17年11月10日(木) 菊池地区 菊池警察署  
平成17年11月21日(月) 上益城地区 御船警察署  
平成18年 1月17日(火) 大津地区 大津警察署

熊本県DV対策関係機関会議に出席

第1回会議 平成17年11月22日(火)  
第2回会議 平成18年 2月 6日(月)

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の構成団体に就任・会議に出席

県民会議 平成18年1月23日(月)  
県民大会 平成18年3月 5日(日)

熊本県人権施策推進会議委員にセンター長就任・委員会に出席

第1回委員会 平成18年3月27日(月)

熊本市社会教育委員にセンター長就任・委員会に出席

第1回委員会 平成17年7月5日(火)

### 3 全国被害者支援ネットワークへの参加

犯罪被害者支援の全国民間組織「全国被害者支援ネットワーク」に加入し、全国の民間支援組織との連携を図り、合同の研修会等に参加した。

平成17年度第1回支援活動管理委員会に出席

日時 平成17年5月9日(月) 13:30~17:00  
場所 東京医科歯科大学難治疾患研究所 第2ゼミナール室(東京都)

秋期全国研修会に出席

日時 平成17年10月2日(日)  
場所 日本財団会議室(東京都)

犯罪被害者等基本法制定記念全国大会に出席

日時 平成17年11月27日(日) 12:00~17:40  
場所 丸ビルホール(東京都)

春期全国研修会に出席

日時 平成18年2月17日(金)～18日(土)

場所 和歌山県民文化会館 小ホール・会議室(和歌山県和歌山市)

#### 4 内閣府によるヒアリングに出席

犯罪被害者等基本法の制定を受け「犯罪被害者等基本計画」骨子案の検討のため、内閣府が民間被害者支援団体からのヒアリングを実施し、活動報告と支援の要望をした。

「犯罪被害者等基本計画案(骨子)」に対する意見募集会に出席

日時 平成17年8月26日(金)13:30～13:45

場所 福岡県庁吉塚合同庁舎 会議室(福岡市)

「犯罪被害者等基本計画」に関する説明会に出席

日時 平成18年2月25日(土)13:30～15:30

場所 福岡ビル 第5ホール(福岡市)

#### 5 日本司法支援センターへの参加

平成16年6月に施行された「総合法律支援法」に基づいて、日本全国において、どこでも誰でも、紛争の法的な解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにすることを目的とする日本司法支援センターが、平成18年4月に設立される。

熊本県にも地方事務所が設置され10月に業務を開始するのに伴い、連携・協力関係の協議に努めた。

日本司法支援センターについての意見交換会(プレ地方協議会)に出席

日時 平成17年7月7日(木)14:00～16:00

場所 熊本市国際交流会館ホール

法テラス(日本司法支援センター)に関する意見交換会(第2回プレ地方協議会)に出席

日時 平成18年2月28日(火)14:00～16:00

場所 熊本テルサ

## **第5 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業**

#### 1 先進的組織等の調査及び研究

日本国内での被害者支援活動の先進的組織を視察し、先進的な被害者支援活動について調査を行うとともに、全国犯罪被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行った。

「特定公益増進法人」認定の申請について(社)京都犯罪被害者支援センターを視察

日時 平成17年6月16日(木)～17日(金)

場所 京都府警察本部犯罪被害者対策室、(社)京都犯罪被害者支援センター

全国犯罪被害者支援フォーラム2005に参加・パネルディスカッションにおいて発表

日時 平成17年10月3日(月)10:00~17:00

場所 有楽町朝日ホール(東京都)

## 第6 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

### 1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援活動に携わる新人ボランティアを募集し、養成のための講座を開催した。

日時 平成17年9月29日(木)~平成18年3月9日(木)

修了者数 21名

内容

9月29日(木)	犯罪被害者支援の現状 ：真嶋 浩(熊本県警察本部犯罪被害者支援室長) 熊本犯罪被害者支援センターの活動状況 ：吉田南海子(熊本犯罪被害者支援センター長) オリエンテーション
10月11日(火)	電話相談の実務 1 ~電話相談のノウハウ~ ：小原 守雄氏(熊本崇城大学助教授)
11月10日(木)	性犯罪捜査と被害者対策 ：熊本県警察本部捜査第一課 DV・ストーカー被害における被害者対策 ：熊本県警察本部生活安全企画課
11月21日(月)	電話相談の実務 2 ~ロールプレイ~ ：小原 守雄氏(熊本崇城大学助教授)
11月24日(木)	交通事故捜査について ：熊本県警察本部交通指導課 犯罪被害者支援の具体例 犯罪被害給付制度について ：熊本県警察本部犯罪被害者支援室
12月 2日(金)	DV・虐待被害児の支援について ：篠崎 正美氏(熊本学園大学教授)
12月14日(水)	犯罪被害による心の問題とその対応(P T S Dなど) ：仁木 啓介氏(精神科医)
1月12日(木)	性被害者の心理と支援について ：原田 則代氏(臨床心理士)
1月26日(木)	当事者からのお話 ：犯罪被害者ご本人
2月 9日(木)	被害者支援に役立つ法律の知識 ：高木 絹子氏(弁護士)
2月28日(火)	現場研修 ・熊本地方裁判所 ・熊本地方検察庁
3月 9日(木)	ボランティアとしての活動について ：熊本犯罪被害者支援センター ボランティア 閉講式

2 相談員・被害者支援ボランティアの継続的な研修

各事案について専門家をまじえて検討会を行ったり、全国被害者支援ネットワークをはじめとする他機関が開催する研修会や講演会に参加した。

継続研修会

日時 平成17年4月29日(金)～平成18年3月15日(水)

内容

4月29日(金)	犯罪被害者等早期援助団体としてセンターに期待する事 ：真嶋 浩(熊本県警察本部犯罪被害者支援室長) 熊本犯罪被害者支援センターの活動状況 ：吉田南海子(熊本犯罪被害者支援センター長)
5月24日(火)	見学研修 1 ～熊本県福祉総合相談所～ ・女性相談所・児童相談所の機能とセンターとの連携について
6月21日(火)	被害者支援の現状について ・警察署での被害届の受理と事件の流れ ・被害者支援員の役割 ：熊本北警察署被害者支援係
7月30日(土)	事例検討会 1 ・仮想事案についての検討会と専門家によるスーパーバイズ ：仁木 啓介氏(精神科医)
8月30日(火)	電話相談スキルアップ研修 1 ・電話相談の基本姿勢と具体的事例に対するスーパーバイズ ：小原 守雄氏(熊本崇城大学助教授)
9月26日(月)	電話相談スキルアップ研修 2 ・電話相談の具体的事例を基にロールプレイ ：小原 守雄氏(熊本崇城大学助教授)
10月18日(火)	見学研修 2 ～熊本家庭裁判所～ ・DVや子どもの虐待等に関する業務について ・調停について
11月22日(火)	女性相談業務研修会参加 ～県男女共同参画・パートナーシップ推進課～ ・相談業務のあり方、関係機関の連携について ・講演「DVの裁判事例について」聴講
12月 9日(金)	コミュニケーション作りのワークショップ ：植村 孝子氏(臨床心理士)
1月27日(金)	見学研修 3 ～熊本刑務所～ ・施設見学と更生プログラムについて
2月15日(水)	事例検討会 2 ・仮想事案についての検討会と専門家によるスーパーバイズ ：仁木 啓介氏(精神科医)

3月15日(水)	直接的支援について ・電話相談のボランティアを対象に直接的支援の意義や内容について : 熊本犯罪被害者支援センター 犯罪被害相談員
----------	---

宮崎・かごしま・熊本犯罪被害者支援センター合同研修会に参加

日時 平成17年7月8日(金) 13:30~16:30

場所 鹿児島県警察本部 大会議室

全国犯罪被害者支援フォーラム・全国被害者支援ネットワーク主催秋期研修会(東京都)に5名参加

日時 平成17年10月2日(日)~3日(月)

全国被害者支援ネットワーク主催春期全国研修会(和歌山市)に8名参加

日時 平成18年2月17日(金)~18日(土)

### 3 臨床心理士等によるスーパーバイズの実施

被害者等からの相談に従事する相談員・被害者支援ボランティアに対して、臨床心理士等により、専門的立場から指導助言を行ったり相談に応じる等、支援者自身のメンタルケアにも努めた。

件数 12件

### 4 直接的支援セミナーへの参加

全国被害者支援ネットワークと被害者支援都民センターが共催で開催した直接的支援セミナーに参加して、直接的支援活動に携わる支援者の資質の向上を図り、直接的支援活動を推進していくための人材育成に努めた。

平成17年 7月11日(月)~14日(木) 被害者支援ボランティア1名参加

平成17年11月14日(月)~17日(木) 被害者支援ボランティア1名参加

### 5 国際シンポジウム「犯罪被害・人為災害とPTSD」への参加

犯罪被害者等基本計画が決定され、その中でPTSD等の被害者の精神的被害に対する治療やケアの充実は重要な課題と位置付けられており、このシンポジウムに参加して、直接的支援活動に携わる支援者の資質の向上を図り、直接的支援活動を推進していくための人材育成に努めるため、専門家3名が参加した。

日時 平成18年2月25日(土) 9:50~17:05

場所 上智大学 10号館講堂

## **第7 広報・啓発事業**

### 1 「犯罪被害者支援の日」記念事業の実施

全国被害者支援ネットワークで10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めたことを記念したキャンペーンが全国各地で展開されたのにあわせて、広報・啓発活動を行った。

テーマ：心の声が聞こえますか ~未来へつなぐ ひとつのいのち~

支援の日記念 第2回一行詩「いのちのうた」募集

県内小・中・高校784校と県民にむけて、命の尊さを見つめ直し大切な命について考える「一行詩」を募集し、4741編の応募があった。

応募数内訳：小学生の部 1006編      中・高校生の部 2451 + 836編  
                  一般の部        344編                    街頭キャンペーンの部        104編

支援の日記念 街頭キャンペーン

日時 平成17年10月8日(土)14:00~15:00

場所 サンロード新市街~下通りアーケード

内容 熊本県警察音楽隊の協力を得て、ボランティア職員による街頭行進を行い犯罪被害者支援を呼びかけた。

また、リーフレット等啓発グッズを配布してセンターの活動を啓発するとともに、街頭で一行詩を募集した。

臨時電話相談ホットライン開設

日時 平成17年10月8日(土)10:00~24:00

支援の日記念「ヤングサミットPART」

日時 平成17年10月23日(日)13:00~15:30

場所 熊本テルサ テルサホール

内容 一行詩「いのちのうた」表彰式・朗読

ヤングサミット 中・高校生37名を主体としたパネルディスカッション。

コメンテーターとして熊本県警察本部長・熊本市長・熊本県教育委員を迎えて、「命の尊さ」についてフリートーク形式で討論した。

報告書作成・配布

2 熊本県犯罪被害者支援フォーラムの開催(熊本県警察と共催)

毎年開催されている「犯罪被害者支援フォーラム」において、センターの犯罪被害者支援の広報啓発活動に関連が深く、共催して啓発を行った。

日時 平成18年3月1日(水)13:30~15:45

場所 熊本テルサ テルサホール

内容 第1部:講演「犯罪被害者を支える社会の実現に向けて」

~山上 皓(全国被害者支援ネットワーク会長)~

第2部:いのちのうたコンサート

絵本の朗読と熊本少年少女合唱団による合唱

3 機関誌の作成・配布

熊本犯罪被害者支援センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、会員等へ広く配布することにより、センターの広報と被害者支援の啓発を行った。

平成17年9月 第5号 5,000部発行

平成18年3月 第6号 5,000部発行

4 センター広報用リーフレットの作成・配布

特定公益増進法人の認定を受けて、センターの事業内容を紹介したリーフレットを県下

の関係機関や県民に広く配布し、センターの広報及び被害者支援の啓発、賛助会員の募集を行った。

会員募集用リーフレット 10,000部

一般広報用リーフレット 10,000部

#### 5 ホームページのリニューアル

熊本犯罪被害者支援センターの活動内容等を紹介した独自のホームページを開設しているが、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定や「特定公益増進法人」の認定を受けるなど、事業内容等に変更が生じてきたため、リニューアルを行った。又、携帯電話サイトを開設しセンターの広報と相談窓口の啓発に努めた。

アドレス <http://www.k-v-support.jp> (携帯電話からもアクセス可能)

#### 6 第50回みなまた港まつり「水俣地区安全・安心フェスタ」への参加

地域住民の防犯及び交通事故防止に対する意識向上等を目的に開催され、センターの活動内容等の啓発や、「一日犯罪被害相談所」を開設して臨時相談を行った。

日時 平成17年7月18日(月) 10:00~15:00

場所 水俣市月の浦「エコパーク」内

#### 7 第14回全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと「県央ブロック交流広場」への参加

全国から様々な分野でボランティア活動に参加している人たちが集まり、意見交換や交流会が開催され、センターでは県央ブロックに参加し、機関誌・リーフレットの配布をすると同時に、被害者支援ボランティアのセンターでの活動を紹介したボランティア自身が作成したパネルを展示した。

日時 平成17年10月30日(日) 10:00~17:00

場所 熊本市サンロード新市街

#### 8 広報媒体等を利用した広報啓発

関係機関・団体が発行する広報媒体や報道機関の取材に応じたり、新聞紙面に広告を掲載する等、各媒体を通じてセンターの事業内容を紹介した。

熊本日日新聞紙面への広告掲載(平成17年4月~平成18年3月)

朝刊広告(5段) 2回 9月9日(金) 犯罪被害者支援の日記念事業・  
一行詩募集

10月18日(火) ヤングサミット参加募集

テレビ面広告(6枠) 12回

県政インフォメーション 4回

#### 9 犯罪被害者支援啓発ビデオ(子供用)の制作協力

犯罪のない地域社会の実現を目指して、児童・生徒に対する「命を大切にす豊かな心」を育むため一行詩の募集等の啓発活動を行ってきたが、更に効果的に事業を推進するために、熊本県警察制作の犯罪被害者支援啓発ビデオ(子供用)に、音楽制作の協力を行った。

内容 こころの音が聞こえますか ~イルカの星~

絵・文: 葉 祥明

音楽: ウォン・ウィンツァン

企画・制作・著作: 熊本県警察

制作協力: 熊本犯罪被害者支援センター

その他、他機関の会合で卓話を行ったり講義を行う一方、施設見学を受け入れるなど、センターの広報に努めた。

## **第8 その他の事業**

### 1 「犯罪被害者等早期援助団体」の指定

平成17年4月1日付けで、熊本県公安委員会から被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができる団体として、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた。

警察から、被害者の同意を得た上で、当該被害者の氏名・住所・被害の概要に関する情報の提供を受け、早い段階から被害者等に接することができ、よりニーズに応じた支援ができるようになった。

### 2 「特定公益増進法人」の認定

平成17年11月28日付けで、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けているもののうち、公益の増進に著しく寄与する団体として財務省との協議の上で、熊本県知事から「特定公益増進法人」として認定された。これにより寄付金に対する課税優遇措置が図られ、財政基盤の強化を図りやすくなった。

### 3 日本財団による直接的支援事業に対する補助

犯罪被害者等に対して直接的支援を積極的に実施する支援センターに、日本財団が助成することとなり、昨年度に続き助成を受けた。

直接的支援をコーディネートする常勤職員の任用  
早期援助団体指定に伴う什器備品の購入

**社団法人熊本犯罪被害者支援センター**  
**平成18年度事業計画**

**第1 相談事業**

1 電話相談事業

相談者のプライバシー等を保護するために、電話相談のブース（2室）にそれぞれ設置された専用電話により被害者等からの相談受理や各種情報の提供等の電話相談を行う。

月曜～金曜（平日）10：00～16：00

2 面接相談事業

相談者のプライバシー等を保護するために、面接相談室2室において、メンタルケアを必要とする被害者及び遺族（以下「被害者等」という。）のためのカウンセリング等の面接相談を行う。

また、電話・面接相談の結果、カウンセリング以外の専門的な相談等が必要な者に対し、では、センターに登録された専門相談員により、被害者等の被害の回復と軽減を図る。

月曜～金曜（平日）10：00～16：00

3 法律相談事業

電話・面接相談の結果、法律専門家による相談が必要と認められる者に対し、センターに登録された弁護士等の法律専門家により、電話、面接等の方法で相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。

**第2 直接的支援事業**

1 危機介入事業

犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請に基づき、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。

2 付き添いサービス事業

被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取等の際、被害者等の希望に応じて精神的負担の軽減を図るための付き添いサービスを行う。

3 物品の供与事業

被害者等からの要請に基づき、防犯ブザー等の物品を供与・貸与することにより、被害者等の不安を除去する。

4 宿泊場所提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、関係機関との連携により、宿泊場所の提供、シェルター（一時避難施設）等への斡旋を行う。

**第3 各種手続の補助事業**

1 犯罪被害者等給付金申請補助事業

被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助

を行う。

## 2 損害賠償請求制度等各種制度の情報提供事業

被害者等からの要請を受けた上で、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。

## **第4 自助グループの育成・支援事業**

### 1 自助グループの育成事業

被害者等の了承を得た上で、同じような被害に遭われた方やその遺族を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。

### 2 自助グループの支援事業

被害者等が社会に発言できる機会をコーディネートし、被害者等への後方支援を行う。

## **第5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業**

### 1 警察等との連絡及び情報提供事業

直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談、支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者等に提供する。

### 2 各種会合への参加事業

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に加入し、センターの活動状況を紹介するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他各種会合の場において、被害者等の人権及び支援についての啓発活動を推進する。

### 3 全国被害者支援ネットワークとの連携

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等に積極的に参加する。

## **第6 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業**

### 1 被害者支援ボランティアの養成

(1) 被害者支援ボランティアとして活動を希望する者に対し、被害者等の心理や被害者等の実態、刑事手続き等の基礎的な研修を実施する。

(2) 面接・電話相談、直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

### 2 相談員・支援員等の継続的な研修

(1) 支援活動に必要な専門的知識や技能を習得させるとともに、必要な情報を提供するため、定期的又は必要に応じて随時研修を実施する。

(2) 支援活動員相互の意思疎通のためのミーティングを行う。

### 3 スーパーバイザーの委嘱事業

(1) 相談員・被害者支援ボランティアに対し、専門的立場から指導助言を行う。

(2) 相談員・被害者支援ボランティアの燃え尽き症候群対策のため、メンタルケアを行う。

(3) 相談員・被害者支援ボランティアの資質の向上を図るため、研修を行う。

## **第7 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業**

- 1 県内での研究事業  
県内の大学、研究機関、関係機関等における調査及び研究を行い、資料を作成する。
- 2 先進的組織等の調査及び研究事業  
日本国内での被害者支援活動の先進的組織（被害者支援都民センター、いばらき被害者支援センター等）と情報交換し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究を行うとともに、各種資料を入手する。  
全国犯罪被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。
- 3 刊行物による情報収集事業  
被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物から収集し、資料化する。

## **第8 広報・啓発事業**

- 1 ポスター、リーフレット、カレンダーの作成・配布事業  
ポスター、リーフレット、カレンダー等を作成し、広く県民に配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。
- 2 機関誌の作成・配布事業  
センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、関係機関や会員等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。
- 3 キャンペーン等の実施事業  
熊本県警察、JR、関係機関・団体等と協力し、被害者等の支援を呼びかけるキャンペーン等を行う。
- 4 フォーラムの開催事業  
熊本県、熊本県警察、熊本県犯罪被害者支援連絡協議会等の後援を得て、幅広い分野から出席者を募ってフォーラムを開催し、多くの県民に、被害者支援の現状と支援活動の必要性、事件・事故の未然防止等を訴える。
- 5 セミナーの開催事業  
犯罪被害者等支援セミナーを被害者支援に関わる有識者、犯罪被害者等を招いて年間3回開催し、県内における支援意識の広報・啓発と被害者支援の人材確保と育成を図る。
- 6 広報・啓発ビデオを活用した啓発事業  
犯罪被害者支援の必要性及び本センターの活動内容を紹介した広報・啓発ビデオを広く県民に視聴させることにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。
- 7 広報媒体への広告の掲載事業  
関係機関・団体が発行する広報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。
- 8 ホームページによる広報事業  
センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、センターの広報・啓発を推進する。
- 9 「犯罪被害者支援の日」記念事業  
全国被害者支援ネットワークが提唱する「犯罪被害者支援の日（10月3日）」の記念事業として、被害者支援の現状と命の大切さを訴える企画・イベント（一行詩「いのちのうた」募集とヤングサミット）を開催し、一般県民の理解を図る。

## **第9 其他の事業**

### 1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての組織の強化

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」第23条の規定に基づく熊本県公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことにより、被害者等が安心して援助を依頼できる組織として充実、強化する。

### 2 「特定公益増進法人」指定を活用しての財政基盤の強化

熊本県知事から「特定公益増進法人」の指定を受けたことにより、税制上の優遇措置を活用して、センターへの寄付や会員加入を積極的に働きかけ、もって財政基盤の強化を図る。

### 3 賛助会員の確保

法人としての財政基盤の強化のため、賛助会員拡大キャンペーンを実施し、新規会員の確保及び継続会員の維持を図る。